

香川県報



第 49 号

平成 16 年

6 月 22 日 (火曜日)

規 則

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十三号

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

香川県環境影響評価条例施行規則（平成十一年香川県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中、「に規定する県又は」を「の県若しくは」に、「同項に規定する」を「同項の」に、「又は市町。」を「（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が四国地方整備局長に委任されている場合にあつては、四国地方整備局長）又は市町」又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町（）」に、「い」で「を」を「総称する。」で「に改める。

別表第二の五の項八中、「第二十七条の二第一項」を「第三十六条の二第一項」に、「工事計画の認可の申請」を「届出」に改め、同項二中「香川県大規模土地開発事業指導処理要綱（昭和四十八年香川県告示第三十五号。以下「指導処理要綱」という。）第四条」を「みどり豊かでつるおいのある県土づくり条例（平成十四年香川県条例第二号。以下「みどり条例」という。）第十六条第三項若しくは第十八条第二項」に、「事業計画書等」を「協議書」に改め、同表の六の項口中「指導処理要綱第四条」を「みどり条例第十六条第三項若しくは第十八条第二項」に、「事業計画書等」を「協議書」に改め、同表の十の項口中「都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）」を「独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）」に、「第三十三条第三項」を「第十四条第五項又は第六項」に改め、同項口を削り、同項八を同項口とし、同項二中「指導処理要綱第四条」を「みどり条例第十六条第三項若しくは第十八条第二項」に、「事業計画書等」を「協議書」に改め、同項二を同項八とし、同表の十一の項口及び八を削り、同項二中「指導処理要綱第四条」を「みどり条例第十六条第三項若しくは第十八条第二項」に、「事業計画書等」

規 則

目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境・水政策課） 一
- みどり豊かでつるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則（みどり保全課） 二
- 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則（産業政策課）

告 示

- 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託（総務学事課）
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定（健康福祉総務課）
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出（ ） 三
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定（障害福祉課）
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定（ ）
- 児童福祉法の規定による事業者の指定（ ）
- 第三十八期香川県地方労働委員会委員補欠候補者の推薦要領（労働政策課）
- 道路の区域変更及び供用開始（道路保全課） 六
- 大規模小売店舗の新設の届出（経営支援課）
- 職業訓練指導員試験の実施（労働政策課） 七
- 教育委員会公告
- 総合評価一般競争入札の実施 九

を「協議書」に改め、同項二を同項口とし、同表の十二の項八及び十三の項二中「指導処
理要綱第四条」を「みどり条例第十六条第三項若しくは第十八条第二項」に、「事業計画
書等」を「協議書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中十の項イに係る部
分、同項口を削り、同項八を同項口とする部分、同項二を同項八とする部分、十一の項口
を削る部分及び同項二を同項口とする部分は、平成十六年七月一日から施行する。

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十四号

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成十五年香川県規則第六号）
の一部を次のように改正する。

第三条第一号中二及びホを削り、へをニとし、トをホとし、チをへとし、リをトとし、
又を削り、同条第三号り中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に、「同条第六項」
を「同条第八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一号の改正規定（同号ホを削る
部分を除く。）は、平成十六年七月一日から施行する。

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十五号

香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則の一部を改正する規
則
香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例施行規則（平成十四年香川県規則
第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 独立行政法人都市再生機構

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

告 示

香川県告示第四百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定に基づき、
平成十六年六月一日から、次の者に香川県番町地下駐車場使用料及び香川県玉藻町駐車場
の収納事務を委託した。

財団法人香川県駐車場管理財団に対する香川県番町地下駐車場の使用料の収納事務委託
契約及び香川県玉藻町駐車場の収納事務委託契約は、平成十六年五月三十一日解約した。

平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市東八ヶ町五番地六
名称 西日本ビル管理株式会社

香川県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のた
めの医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一六、六、一	レイイ薬局多 度津店	株式会社レイ イ薬局	仲多度郡多度津町北鴨二丁目 一〇番一号

平成一六、六、一 かすみ薬局 有限会社ゆこう きくりエイト 綾歌郡綾南町大字陶字西村北 四一八五番地七

香川県告示第四百五十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。
平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名称	開設者	所在地
平成九、一一、一一	垂水小児科医院	垂水 敏久	丸亀市新田町三三三 五
平成四、一一、一一	柴田医院	石井 勤	小豆郡池田町池田二二六八
平成五、三、三一	依光医院	依光 富	木田郡三木町氷上二二三三
平成一〇、一一、三一	藤井医院	藤井 信子	綾歌郡宇多津町二二二八 一
平成一一、三、三一	伊藤医院	伊藤 英策	三豊郡詫間町大浜甲一一 一
平成一五、三、三一	小田診療所	林 百合子	さぬき市小田一四〇四番地一

香川県告示第四百五十九号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 〇〇〇二五二 一〇	もえぎの里支援センター 木田郡牟礼町大字 原三三五番地一	社会福祉法人もえぎの会 木田郡牟礼町大字 原三三五番地一	平成十六年 六月十五日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第四百六十号
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 〇〇〇二五一 一九	もえぎの里支援センター 木田郡牟礼町大字 原三三五番地一	社会福祉法人もえぎの会 木田郡牟礼町大字 原三三五番地一	平成十六年 六月十五日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第四百六十一号
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 〇〇〇二五一 一八	もえぎの里支援センター 木田郡牟礼町大字 原三三五番地一	社会福祉法人もえぎの会 木田郡牟礼町大字 原三三五番地一	平成十六年 六月十五日	児童居宅介護

香川県告示第四百六十二号
第三十八期香川県地方労働委員会使用者委員から辞任の表明があったので、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の要領により使用者委員候補者の推薦を求める。
平成十六年六月二十二日

第三十八期香川県地方労働委員会委員補欠候補者の推薦要領
一 推薦をする団体の資格

使用者委員候補者の推薦をする資格のある使用者団体は、香川県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分とする使用者団体とする。

二 推薦をされる者の欠格事由

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

三 推薦をすることができる候補者の数
制限なし

四 推薦受付期間

平成十六年六月二十二日から同年七月一日まで

五 推薦書類の提出場所

香川県商工労働部労働政策課

六 推薦書及び添付書類

様式一及び様式二による書類に、使用者団体が推薦する場合にあってはその団体の定款、寄附行為又は団体規約等を添付すること。

(様式1)

年 月 日

香川県知事 真 鍋 武 紀 殿

事務所の所在地

使用者団体名

又は労働組合名

㊟

代 表 者 名

㊟

香川県地方労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条の規定により、香川県地方労働委員会の使用者を代表する委員の候補者として、
労働者を

て、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	(使)所属会社名、事業所名及びその地位 (労)所属労働組合名及びその地位、所属職 場名及びその地位	備 考

(様式2)

香川県地方労働委員会 使用者 委員候補者調書
労働者

- 1 本 籍
- 2 現 住 所
- 3 候補者氏名(ふりがなをつけること。)
- 4 生 年 月 日
- 5 学 歴(最終学校名及び卒業年月日を記入すること。)
- 6 職 歴(年月日順に記入すること。)
- 7 労働関係経歴(上記に同じ。)

香川県告示第四百六十三号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月二十二日から同年七月十三日まで一般の縦覧に供する。
 平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 西白方善通寺線（二百十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字山階二一〇 七番一地从先から	前	九・〇 一四・〇	九七	平成十五年香川県告示第三百三十三号で変更した区域の不用物件化
仲多度郡多度津町大字山階二一一 五番一地从先から	前	四・二 二二・〇	三六二	平成十四年香川県告示第三百八十二号で変更した区域の一部及び
仲多度郡多度津町大字山階二一一 五番一地从先から	後	一一・四 一九・五	三六二	平成十五年香川県告示第二百六十二号で変更した区域
仲多度郡多度津町大字山階二一九 六番一地从先まで				

四 供用開始の期日 平成十六年六月二十二日

公 告

香川県公告第三百五十号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
 平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
 - 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ新山本店 三豊郡山本町大字辻三四八番地ほか
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
 - 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年二月十一日
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、九七〇平方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の収容台数
一四一台
 - (二) 駐輪場の収容台数
八〇台
 - (三) 荷さばき施設の面積
七〇平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の容量
三〇立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午前零時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十分から午前零時二十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

五箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十六年六月十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び山本町産業振興課

2 縦覧期間

平成十六年六月二十二日(火曜日)から同年十月二十二日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年十月二十二日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び山本町産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第三百五十一号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成十六年六月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」といふ。)(別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

試験は、学科試験について行い、その科目は、次のとおりである。

免許職種	学科試験の科目
全職種 (和裁科及び洋裁科を除く。)	一 指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規。以下同じ。)
和裁科	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 裁縫知識(裁縫工程 裁縫用具 見積り) 縫製法(縫製法 縫製用材料) 安全衛生(安全管理 衛生管理)
洋裁科	一 指導方法 二 関連学科 1 系基礎学科 被服学(被服史 被服論 縫製)

<p>2 専攻学科</p> <p>被服科学(被服管理 被服衛生 被服用材料) 服装デザイン(服飾心理 商品企画 着装画 色彩法 スタイル画) 縫製知識(採寸法 裁断法 縫製法 服飾手芸)</p>	<p>デザイン(色彩 造形 デザイン画 製図) 安全衛生(安全管理 衛生管理)</p>
--	--

三 学科試験の免除

学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
<p>免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</p> <p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科のうち関連学科)に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フオークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)</p>
<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>
<p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>
<p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>

規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者

規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

四 受検資格

- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者
 - (二) 規則第四十五条の二第二項及び第三項に規定する者
- 2 1に掲げる者であつても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - (一) 成年被後見人又は被保佐人
 - (二) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 5 試験の実施期日
平成十六年八月二十九日(日曜日)
- 6 試験の実施場所
高松市郷東町五八七番地一号 香川県立高松高等技術学校
- 七 受験手続
- 1 受験申請書類
職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書及び写真(申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、縦四センチメートル、横三センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの二枚)
- 2 試験の免除申請
試験の免除を受けようとする者は、三に掲げる者に該当することを証する書類を提出すること。
- 3 申請書類の提出先
郵便番号七六〇 八五七〇
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部労働政策課
- 4 申請書類の提出期間

平成十六年八月二日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで。ただし、日曜日及び土曜日は除く。

なお、郵便等による送付の場合は、受付期間の末日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるものに限り受け付ける。

5 受験手数料及び納付方法

三、一〇〇円に相当する額の香川県証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に消印しないではり付けて納めること。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験申込書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面三、一〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

なお、受験申請書類を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料は返還しない。

八 合格者の発表

平成十六年九月二十二日（水曜日）に合格者の受験番号を香川県庁東館玄関前の掲示板に掲示するとともに、香川県商工労働部労働政策課において発表する。

九 その他

1 受験票は、受験申請書類を受け付けたときに交付する。

2 職業訓練指導員試験受験申請書等の用紙は、香川県商工労働部労働政策課で交付する。

3 受験に関する注意事項（集合時間、携帯品等）は、後日受験申請者に通知する。

4 この試験について不明な点は、香川県商工労働部労働政策課（電話番号〇八七三三三三三六七）に照会すること。

教育委員会公告

香川県教育委員会公告第四号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第六百六十六条の規定により公告する。

平成十六年六月二十二日

香川県教育委員会

一 入札に付する事項

1 件名及び数量 香川県立図書館情報システム基本設計業務 一式

2 調達案件の特質等 総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結日から平成十七年二月二十八日まで

4 入札方法

入札者は、入札書を含む提案書等（以下「提案書等」という。）を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県（以下「県」という。）が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付されている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 本公告の日から過去五年以内に、国（公社、公団等を含む。）又は地方公共団体が発注する情報システムに関する実績（調査、計画、設計）を有する者であること。

5 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

三 入札に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年七月五日午後五時までに四の1の(1)の(2)の場所に提出し、当該書類に
関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができるものと認められ
た者に限り入札の対象とする。

四 提案書等の提出及び入札等

1 提案書等の提出

(一) 提案書等を持参する場合

(1) 日時 平成十六年七月十三日午後一時から午後二時まで

(2) 場所 香川県立図書館二階研修室(高松市林町二二二七 一九)

(二) 郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便による送付とし書留親展の
ものに限る。

(1) 受領期限 平成十六年七月十二日午後五時

(2) 送付先 郵便番号七六一〇三九三 高松市林町二二二七 一九 香川県立図
書館総務課

書館総務課

(三) 提案書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。

2 入札

(一) 日時 平成十六年七月十三日午後二時

(二) 場所 香川県立図書館二階研修室

(三) 入札価格が、県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額(以下「比較
額」という。)の範囲内かどうかを確認し、範囲内の入札価格を提示した入札者の
み、その後の落札者選定の対象とする。比較額を超える入札価格を提示した入札者
は失格とし、その場で通知する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十六年六月三十日午後二時 香川県立図書館二階研修室

五 落札者の決定方法

県は、学識経験者等で構成する香川県立図書館情報システム基本設計業務委託事業者

選定委員会が、別記の香川県立図書館情報システム基本設計業務委託事業に係る落札者
決定基準に従って実施する審査を踏まえ、落札者を決定する。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行
しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無
効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明
らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期す
ることがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負
担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、
この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落
札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない
事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡して
はならない。

7 契約書作成の要否 要

8 問い合わせ先 郵便番号七六一〇三九三 高松市林町二二二七 一九 香川県立
図書館総務課 電話番号〇八七 八六八 〇五六七

9 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

香川県立図書館情報システム基本設計業務委託事業に係る落札者決定基準

項 目	内 容	ポイント
新 シ ス テ ム の 提 案		70
目 的 適 合 性	システムに対する基本的認識は適切か。	10
必 要 な 機 能	3つの視点(県民サービスの向上・業務の効率化・コストパフォーマンスの向上)を捉えた、システムの分析・提案が期待できるか。	10
シ ス テ ム ・ 技 術 等	3つの視点(県民サービスの向上・業務の効率化・コストパフォーマンスの向上)を捉えた、システムの分析・提案が期待できるか。	30
運 用 ・ 移 行 計 画 の 検 討	システムの運用・移行に関する適切な検討・提案が期待できるか。	10
そ の 他 の 提 案	付加価値のある提案がされているか。	10
業 務 実 施 方 針		20
業 務 実 施 へ の 取 組	業務実施にあたって的確な手順、内容等を期待できるか。	10
実 施 体 制	実施体制は明確にされているか。検討過程において、的確な助言と指導が期待できるか。	10
業 務 実 績	過去における同様な業務実績はあるか。	10
入 札 価 格	内容に対して入札価格は妥当か。 4,200,000円(消費税及び地方消費税を含む)以下である。 $10 - \frac{\text{入札価格} \times 1.05 - 2,100,000}{2,100,000} \times 10$	10

合計点数 110 点満点

平成十六年六月二十二日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています